

株 主 各 位

第70回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- ・ 事業報告

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること
を確保するための体制その他業務の適正を確保する
ための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・ 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

蔵王産業株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置から上記を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、具体的な基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の企業規模等を考慮し、社長自らが率先し、コンプライアンスの推進に取り組んでおります。その一環として、当社では、法令・定款等を遵守するための行動指針として、「コンプライアンス行動規範」を定め、コンプライアンスの統括責任者を社長とし、その指揮命令下に社内監査室を置いています。社内監査室は社長命により会社全体の業務状況を把握し、法令及び定款に適合しているかの確認を適宜行うため、内部監査をはじめとしたモニタリングを定期的実施することで当社の役員及び従業員に対し法令遵守を徹底させるとともに、コンプライアンスの状況については随時取締役、監査役に報告し、必要に応じて行動規範の徹底、社内規程等の見直しを迅速に実施しております。

また、「内部通報規程」に基づき、当社の全ての役員及び従業員を対象とした内部通報制度を構築することで、不正リスクの軽減にも努めるとともに、通報者が不利益を被らないように保護規程を設けております。

なお、当社では、顧客、市場、社会からの信頼を得るべく、反社会的勢力に利益供与することはもちろんのこと、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除することを反社会的勢力対応の基本方針としています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に基づき、適正な保存期間を定め、管理部にて管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業活動に関連する市場動向、各種法令、災害、商品管理等に関するリスクについては、各担当部署ごとに方針やマニュアル等を作成することで、役員及び従業員に対し周知徹底を図っております。なお、当社に著しい損害を及ぼすリスクが発生するおそれやそのリスクが発生した場合は、速やかに担当部署を決定し、迅速な対応を行うこととしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、迅速な意思決定を図るために、取締役の員数を最小限に抑え現在6名で構成し、毎月1回開催しており、重要な事項の決定等を行っております。なお、特に重要な案件については、社長、常務取締役等を構成員とする経営会議を機動的に開催し、十分な議論を重ねた上で意思決定を行っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことと定めた場合における当該使用人に関する体制並びにその補助使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査実施部門である社内監査室に属する従業員等が監査役の補助を行っており、もっぱら監査役の指揮命令に従っております。なお、社内監査室の人事異動については監査役会の同意を得るものとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれやその事実の発生並びに、法令及び定款に違反するおそれや違反した行為等を知った場合は、速やかに書面もしくは口頭で当社の取締役経由で監査役へ報告することとしております。また、常勤監査役は取締役会のほか、経営計画会議や営業上の重要会議に積極的に参加するとともに稟議書等業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に随時説明を求めるものとしております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、当社の会計監査人及び社内監査室から定期的に会計監査内容や内部監査実施状況につき、説明を受けるとともに情報交換に努め、連携を図っております。また、企業経営及び法的な業務に関しては法律事務所と顧問契約を締結するとともに、必要に応じ会計監査人等の専門家から、助言及び指導を適宜受けられる体制を整えており、その費用は会社が負担することになっております。

(8) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性を確保するために制定した「内部統制基本方針書」に基づき内部統制システムを適切に整備、運用するとともに、社長の指示の下、そのシステムが適正に機能していることを継続的に評価し、不備があれば必要に応じて適宜是正していくことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を図っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記の基本方針に基づく業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 職務執行の適合性及び効率性の確保等に対する取り組み

当社の取締役会は、迅速な意思決定を図るため、取締役の員数を職務を執行するうえで少数の6名で構成し、定例の取締役会は毎月開催しました。定例の取締役会には、社外取締役及び社外監査役が出席し、業務執行状況、月次決算状況、その他経営にかかわる事項等が報告されるとともに、各種法令で定めた事項等の決議事項につき、活発な議論を重ねたうえで決定しており、取締役の職務執行の適法性が確保される体制にあり、その機能は十分に発揮されているものと認識しております。

また、内部監査につきましては、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、社長直轄の独立部署である社内監査室が実査や書類監査等により、全部署の監査を実施しており、監査の実効性及び公平性を図っております。

なお、反社会勢力排除に関する取り組みとしては、新規取引先については事前にチェックを行い、継続取引先についても毎年1回は調査をしており、取引先との基本契約書締結にあたっては、反社会的勢力排除条項を明記しております。

(2) 監査の実効性の確保に対する取り組み

当社の監査役会は、年間の監査計画に基づき、重要な決裁書類や会計帳簿、営業所往査等の監査を実施しております。また、監査役が取締役会に出席しているほか、常勤監査役は経営会議等の重要会議にも出席し、社内業務にも精通しております。なお、社外監査役は全員独立役員としての属性を有しており、取締役の職務執行状況をはじめとして、それぞれ弁護士、公認会計士としての専門的な知見を生かし、当社の経営全般につきまして客観的、中立的な視点で監督できる体制にあり、相互牽制機能が十分に機能しているものと認識しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,077,765	2,402,232	9,419	2,411,652	402,145	6,542,200	2,580,740	9,525,085
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△543,589	△543,589
当 期 純 利 益							718,912	718,912
自 己 株 式								
譲渡制限付株式 報 酬			4,433	4,433				
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)								
当期変動額合計	—	—	4,433	4,433	—	—	175,323	175,323
当 期 末 残 高	2,077,765	2,402,232	13,853	2,416,085	402,145	6,542,200	2,756,063	9,700,408

(単位：千円)

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,460,791	12,553,711	—	△3,206	326,224	323,018	12,876,730
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△543,589					△543,589
当 期 純 利 益		718,912					718,912
自 己 株 式	△1,021	△1,021					△1,021
譲渡制限付株式 報 酬	8,669	13,102					13,102
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)			22,657	6,649		29,307	29,307
当期変動額合計	7,648	187,404	22,657	6,649	—	29,307	216,712
当 期 末 残 高	△1,453,143	12,741,116	22,657	3,443	326,224	352,326	13,093,442

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物	3年～50年
--------	--------

機械装置	6年～17年
------	--------

車両運搬具	2年～6年
-------	-------

工具器具備品	2年～20年
--------	--------

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用（共同施設利用権）……………定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 商品保証引当金

商品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出にあてるため、売上高を基準として過去の経験率により算出した額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

環境クリーニング機器

環境クリーニング機器事業においては、清掃機器、洗浄機器及びその他商品の販売を行っております。このような商品については、国内販売においては主として顧客に商品を出荷した時点で、輸出販売においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客に商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね一カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」については、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記して区分掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は103,928千円であります。

(追加情報)

(譲渡制限付株式報酬制度)

当社は、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役は除く）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

なお、2025年7月8日開催の取締役会において決議した譲渡制限付株式報酬の割当として2025年8月8日に自己株式4,940株の処分を実施しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社の札幌営業所の事業拠点においては、土地の市場価格が著しく下落していることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、札幌営業所の事業拠点について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額（60,067千円）を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、事業用資産については事業拠点を基礎としてグルーピングを行っています。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれかの高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、資産グループにおける将来キャッシュ・フローの見積りは、過去における資産グループごとの営業損益実績等を基礎として、売上高成長率や営業利益率に関する仮定を含んでいます。

これらの仮定は主要顧客が属する業界の経済状況等により影響を受けることから高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表の注記)

1. 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,970,742千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）

第2条第4号に定める路線価を基準に合理的な調整を行い算出

再評価を行った年月日 2001年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△39,031千円

(損益計算書の注記)

記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首	増加株式数	減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	6,266,000	—	—	6,266,000
合 計	6,266,000	—	—	6,266,000
自己株式				
普通株式	832,454	414	4,940	827,928
合 計	832,454	414	4,940	827,928

(注) 自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

自己株式の減少株式数は、2025年8月8日に実施した譲渡制限付株式報酬の付与によるものであります。

3. 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次の通り決議しております。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金総額	271,677千円
(2) 1株当たり配当額	50.00円
(3) 基準日	2025年3月31日
(4) 効力発生日	2025年6月27日

2025年11月11日開催の取締役会において、次の通り決議しております。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金総額	271,912千円
(2) 1株当たり配当額	50.00円
(3) 基準日	2025年9月30日
(4) 効力発生日	2025年12月1日

4. 事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年6月25日開催予定の定時株主総会において、次の通り付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金総額	299,093千円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	55.00円
(4) 基準日	2026年3月31日
(5) 効力発生日	2026年6月26日

5. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、一時的な余資については主に短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入はありません。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の社内規程に従いリスクの低減を図っております。有価証券は合同運用指定金銭信託等であり、安全性を重視して運用しております。投資有価証券は、業務上の関係を有する株式等であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、四半期毎に時価の把握を行っております。非上場株式については、定期的に財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引等であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期末）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（注1）参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、契約負債、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
①有 価 証 券	4,694,549	4,694,549	—
②投 資 有 価 証 券	390,650	390,650	—
③デリバティブ取引	5,028	5,028	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

（単位：千円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	74,900

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
現金及び預金	2,189,750	—	—
受取手形	193,603	—	—
電子記録債権	531,450	—	—
売掛金	1,485,917	—	—
有価証券			
その他有価証券			
合同運用指定金銭信託	1,700,000	—	—
コマーシャルペーパー	2,994,549	—	—
合計	9,095,271	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	390,650	—	—	390,650
デリバティブ取引				
通貨関係	—	5,028	—	5,028
資産計	390,650	5,028	—	395,678

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
その他有価証券				
合同運用指定金銭信託	—	1,700,000	—	1,700,000
コマーシャルペーパー	—	2,994,549	—	2,994,549
資産計	—	4,694,549	—	4,694,549

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

コマーシャルペーパーと合同運用指定金銭信託は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	17,086千円
賞与引当金	47,999千円
退職給付引当金	186,397千円
商品評価減	8,997千円
その他	115,002千円
繰延税金資産小計	375,482千円
評価性引当額	△62,677千円
繰延税金資産合計	312,804千円
繰延税金負債	
その他	△12,013千円
繰延税金負債合計	△12,013千円
繰延税金資産の純額	300,790千円

上記のほか、「土地再評価に係る繰延税金負債」として計上している土地の再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
土地再評価差額金	18,708千円
評価性引当額	△18,708千円
計	—
繰延税金負債	
土地再評価に係る繰延税金負債	△177,475千円
計	△177,475千円
繰延税金負債の純額	△177,475千円

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解情報

当社は、環境クリーニング機器以外の事業に関しては重要性が乏しいと考えられるため、主要な顧客から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	区分	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
主要品目別	清掃機器	1,779,526千円
	洗浄機器	3,839,912千円
	その他	3,138,093千円
顧客との契約から生じる収益		8,757,531千円
外部顧客への売上高		8,757,531千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下の通りであります。

契約負債	当事業年度
期首残高	28,507千円
期末残高	1,772千円

契約負債は、期末時点において当社が顧客に商品を引き渡す履行義務を充足する以前に顧客から受け取った前受金の残高であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は記載しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,407円74銭
2. 1 株当たり当期純利益	132円24銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。